

有吉病院介護医療院 重要事項説明書

1. 事業者の概要

事業者名称	医療法人笠松会
法人所在地	福岡県宮若市上有木397番地1
法人種別	医療法人
代表者氏名	理事長 田中 圭一
電話番号	0949-33-3020
FAX番号	0949-33-1922

2. ご利用施設

施設名称	有吉病院介護医療院
所在地	福岡県宮若市上有木397番地1
管理者名	田中 圭一
指定年月日	令和2年2月1日
指定番号	40B5500010
電話番号	0949-33-3062
FAX番号	0949-33-1922

3. ご利用施設であわせて実施する事業

	指定年月日	指定番号	利用定員
(予防) 短期入所療養介護	令和2年2月1日	40B5500010	90人(空床利用)

4. 施設の目的及び運営の方針

- 施設は、要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である利用者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行なうことを目的としています。
- 施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供に努めます。
- 施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

5. 施設の概要

(1) 敷地及び構造等

敷地	5,447.71㎡	
建物	構造	鉄骨造 地上3階、地下1階建
	延床面積	3,413.96㎡
	利用定員	90名(1療養棟30名、2療養棟60名)

(2) 居室

居室の種類	室数	面積(一人当たり)	備考
ユニット型個室	90室	10.68㎡ ~13.59㎡	1ユニット10室(9ユニット)

(3) 主な設備

設備の種類	数	面積
食堂	9	430.69m ²
共同生活室	12	532.03m ²
機能訓練室	2	170.07m ²
一般浴室	4	45.84m ²
機械浴室	特殊浴槽 5台	97.65m ²

6. 職員の配置状況

(1) 施設の職員体制

(令和6年4月1日現在)

従業者の職種	員数	区分		指定基準	
		専従	兼務	員数	職務内容
管理者	1		1	1	施設の従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
医師	5		5	1.9以上	利用者の健康管理、療養上の指導ならびに病状に応じて適切な診療を行う。また、医師は利用者が急変した場合においても、速やかに診療を行う体制を確保する。
看護職員	26	26		15以上	利用者の自律支援と日常生活の充実に資するよう、医師の指示に基づき利用者の病状及び心身の状況に応じ看護の提供に当たる。
介護職員	29	29		22.5以上	利用者の自律支援と日常生活の充実に資するよう、病状及び心身の状況に応じて、医学的管理の下における介護の提供に当たる。
介護支援専門員	2	1	1	1以上	利用者の施設サービス計画を作成し、作成後においても施設サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じ施設サービス計画の変更を行う。
薬剤師	2	1	1	0.6以上	調剤及び利用者に対する服薬指導を行う。
理学療法士 言語聴覚士	5	3	2	適当数	理学療法士・言語聴覚士は、医師等その他の職種のものとともに、リハビリテーション実施計画を作成するとともに、効果的なリハビリテーションを行なえるように指導する。
管理栄養士	2		2	0.9以上	栄養並びに利用者の心身に必要な栄養管理や栄養食事相談等を行う。
放射線技師	2		2	適当数	放射線検査を行う。

(2) 職員の勤務体制

職種	勤務体制
医師	(日勤) 8:00~17:00 (当直) 17:00~8:00
看護職員	(日勤) 8:00~17:00 (夜勤) 16:00~9:00
介護職員	(日勤) 8:00~17:00 (夜勤) 16:00~9:00
その他の職員	8:00~17:00

7. 施設サービスの内容

(1) 介護保険給付サービス

種類	内容
医療・看護	医師による医学的管理のもと24時間体制の看護を行います。病状に応じ診察治療を実施しますが、当施設で行うことのできない検査・処置・治療が必要になった場合は、他の医療機関を紹介します。
排泄	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入浴	週2回の入浴又は清拭を行います。
離床・着替え 整容等	出来る限り離床に配慮し、生活のリズムを考えて、適切な整容が行われるよう援助します。 シーツ交換は、定期では週1回実施します。その他、必要時に実施します。
リハビリテー ション	理学療法士・言語聴覚士による医学的リハビリテーション及び理学療法士・言語聴覚士の指導のもと、看護・介護スタッフが利用者の状況に適した生活リハビリを行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。
施設サービス計 画の作成	利用者の直面している課題等を把握し、希望を踏まえて、施設サービス計画を作成します。その施設サービス計画に基づき、安心して療養生活が続けられるように努めます。
相談及び援助	利用者及びご家族からの相談について誠意をもって対応し、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。

(2) 介護保険給付外サービス

種類	内容
食事	管理栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮した食事を提供します。 食事はできるだけ離床して食堂で食べていただけるように配慮します。 (食事時間) 朝食8:00～ 昼食12:00～ 夕食18:00～
居住	利用者の自律的な生活を保障するため、使い慣れた家具等を持ち込むことの出来る個室(全室)となっています。また、プライバシーの確保に努めます。

(3) その他のサービス

種類	内容
理容	外部業者による理美容出張サービスをご利用いただけます。 (第1・2・3・4金曜日、但し祝日を除く)
クリーニング	洗濯物の管理は利用者・ご家族で行っていただきます。外部業者によるクリーニングサービスもごございますのでご希望の場合はご相談ください。

8. 利用料金

(1) 介護保険給付サービス

令和6年4月1日改定

○ユニット型 I 型介護医療院サービス費 (i)

(1日につき)

要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
850 円	960 円	1,199 円	1,300 円	1,392 円

○加算等

加算等項目	適用	金額
夜間勤務等看護 (Ⅲ)	夜勤の看護職員又は介護職員の配置が 15 : 1 以上かつ 2 人以上であり、看護職員の数が 1 以上	14 円/日
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	介護福祉士の割合が 80%以上又は勤続年数 10 年以上の介護福祉士の割合が 35%以上	22 円/日
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	介護福祉士の割合が 60%以上	18 円/日
安全対策体制加算	安全対策に係る外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全管理部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合入所初日に限り加算する。	20 円/日
初期加算	入所日した日から起算して 30 日以内の期間について加算する	30 円/日
療養食加算	糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常食、痛風食を提供した場合、1 日 3 回を限度として加算する	6 円/回
再入所時栄養連携加算	厚生労働大臣が定める特別食等を必要とする者が再入所した場合、医療機関の管理栄養士と連携し栄養ケア計画	200 円/回
栄養マネジメント強化加算	入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合	11 円/日
経口移行加算	経管により食事を摂取している入所者に、経口による食事摂取を進めるための経口移行計画を作成し、医師の指示を受けた管理栄養士が栄養管理及び支援を行う場合、計画作成日から 180 日以内の期間に限り算定する	28 円/日
経口維持加算 (Ⅰ)	現に経口により食事を摂取し摂食機能障害を有し誤嚥が認められる入所者に経口維持計画を作成し、医師の指示を受けた管理栄養士が栄養管理を行った場合	400 円/月
経口維持加算 (Ⅱ)	協力歯科医療機関を定め、食事の観察及び会議等に医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合	100 円/月
口腔衛生管理加算 (Ⅰ)	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的な助言及び指導に基づき、入所者の口腔衛生等の管理に係る計画を作成し、歯科衛生士が入所者に対し、口腔衛生等の管理を月 2 回行う場合	90 円/月
口腔衛生管理加算 (Ⅱ)	上記 (Ⅰ) の基準に該当し、且つ計画内容等の情報を厚生労働省に提出する場合	110 円/月
排せつ支援加算 (Ⅰ)	排せつに介護を要する入所者ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は看護師が施設入所時に評価するとともに、少なくとも 3 月に 1 回評価を行い、その結果等の情報を厚生労働省に提出し、支援計画を作成しその計画に基づく支援を継続して実施した場合	10 円/月
排せつ支援加算 (Ⅱ)	上記 (Ⅰ) に加え、要介護状態の軽減が見込まれる者について、排尿又は排便の状態が少なくとも一方が改善し、いずれにも悪化がないこと、又はおむつ使用ありから使用なしに改善、又は入所時に導尿カテーテルが留置されていた者が導尿カテーテルが抜去された場合	15 円/月
排せつ支援加算 (Ⅲ)	上記 (Ⅰ) (Ⅱ) のいずれにも該当する場合	20 円/月
認知症専門ケア加算 (Ⅰ)	認知症介護に係る専門的な研修を修了しているものを規定数配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施している場合	3 円/日
認知症専門ケア加算 (Ⅱ)	上記 (Ⅰ) に加え、認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を 1 名以上配置し、認知症ケアの指導等を実施している場合	4 円/日
認知症チームケア推進加算 (Ⅰ)	認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修を終了している者又は認知症に係る専門的な研修及び認知症の行動・心理症状の予防等に資するケアプログラムを含んだ研修を終了した者を 1 名以上配置し、かつ、複数人の介護職員からなる認知症の行動・心理症状に対応するチームを組み、評価を計画的に行いその評価に基づく値を測定し、チームケアを実施していること。カンファレンスの開催、定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を行っていること	150 円/月
認知症チームケア推進加算 (Ⅱ)	認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る研修を終了している者を 1 名以上配置し、かつ、複数人の介護職員からなる認知症の行動・心理症状に対応するチームを組み、評価を計画的に行い、その評価に基づく値を測定し、チームケアを実施していること。カンファレンスの開催、定期的	120 円/月

	な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を行っていること	
理学療法注 6、作業療法注 6、言語聴覚療法注 4 に係る加算 (I)	医師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員その他の職種の者がリハビリテーションの計画の内容その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報、口腔の健康状態に関する情報及び栄養状態に関する情報を相互に共有し、計画の見直し、見直し内容について関係職種間で共有し、リハビリテーションの計画内容等を厚生労働省に提出していること	33 円/月
理学療法注 7、作業療法注 7、言語聴覚療法注 5 に係る加算 (II)	医師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員その他の職種の者がリハビリテーションの計画の内容その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報、口腔の健康状態に関する情報及び栄養状態に関する情報を相互に共有し、計画の見直し、見直し内容について関係職種間で共有し、リハビリテーションの計画内容等を厚生労働省に提出していること	20 円/月
自立支援促進加算	医学的評価を少なくとも 3 月に 1 回行う	280 円/月
科学的介護推進体制加算 (I)	入所者ごとの ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出している場合	40 円/月
科学的介護推進体制加算 (II)	上記 (I) に加え、入所者ごとの疾病、服薬の状況等の情報を、厚生労働省に提出している場合	60 円/月
退所前訪問指導加算	入所者が退所後生活する居宅又は社会福祉施設等に、先立って訪問し、療養上の指導又は連絡調整、情報提供を行なった場合、入所中 1 回 (又は 2 回) を限度として算定する	460 円/回
退所後訪問指導加算	入所者の退所後 30 日以内に居宅又は社会福祉施設等を訪問し、療養上の指導又は連絡調整、情報提供を行なった場合、退所後 1 回を限度として算定する	460 円/回
退所時指導加算	入所者が退所しその居宅において療養を継続する場合において、退所時に入所者及びその家族等に対して、退所後の療養上の指導を行った場合 1 回を限度として算定する	400 円/回
退所時情報提供加算 (I)	居宅へ退所する入所者について、退所後の主治の医師に対して入所者を紹介する場合、入所者の同意を得て、診療情報、心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に 1 回に限り算定する	500 円/回
退所時情報提供加算 (II)	医療機関へ退所する入所者について、退所後の医療機関に対して入所者を紹介する際、入所者の同意を得て、心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に 1 回に限り算定する	250 円/回
退所前連携加算	入所者の退所に先立って利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、診療状況を示す文書を添えて情報提供かつ連携して居宅サービス利用に関する調整を行なった場合、1 回を限度として算定する	500 円/回
退所時栄養情報連携加算	退所先の医療機関等に対して、当該者の栄養管理に関する情報を提供 1 月につき 1 回を限度として	70 円/月
訪問看護指示加算	入所者の退所時に、医師が診療に基づき、指定訪問看護等の利用が必要であると認め、事業所に対して訪問看護指示書を交付した場合、1 回を限度として算定する	300 円/回
在宅復帰支援機能加算	在宅へ退所するにあたり、入所者及び家族に対して、退所後の居宅サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行う	10 円/日
他科受診時費用	専門的な診療が必要になった場合であって、病院において診療が行われた場合 1 月に 4 日を限度として所定単位数に代えて算定する	362 円/日
外泊時費用	居宅における外泊を認めた場合 1 月に 6 日を限度として所定単位数に代えて算定する。外泊の初日及び最終日は算定できない	362 円/日
試行的退所サービス費用	退所が見込まれる者をその居宅において試行的に退所させ、介護医療院が居宅サービスを提供する場合 1 月に 6 日を限度として所定単位数に代えて算定する。試行的な退所に係る初日及び最終日は算定しない。	800 円/日
協力医療機関連携加算	協力医療機関との間で、入所者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催	100 円/月
高齢者施設等感染対策向上加算 (I)	第二種協定指定医療機関との連携体制を構築していること 診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に行う院内感染に関する研修又は訓練に 1 年に 1 回以上参加していること	10 円/月
高齢者施設等感染対策向上加算 (II)	診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3 年に 1 回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実施指導を受けていること参加していること	5 円/月
新興感染症等施設療養費	入所者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合、適切な感染対策を行った上で介護サービスを行った場合に 1 月に 1 回、連続する 5 日を限度として算定する	240 円/日

生産性向上推進体制加算 (I)	(II) の要件を満たし、(II) のデータにより業務改善の取組による効果が確認されていること 見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること 1年以内ごとに1回、業務改善の取り組みによる効果を示すデータの提供	100円/月
生産性向上推進体制加算 (II)	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること 見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること 1年以内ごとに1回、業務改善の取り組みによる効果を示すデータの提供	10円/月
介護職員処遇改善加算 I	算定単位数の1000分の26に相当する単位数	
介護職員等特定処遇改善加算 I	算定単位数の1000分の15に相当する単位数	
介護職員等ベースアップ等支援加算	算定単位数の1000分の5に相当する単位数	

*令和6年6月1日より、介護職員処遇改善加算 I、介護職員等特定処遇改善加算 I、介護職員等ベースアップ等支援加算が一本化され、介護職員等処遇改善加算 Iとなり算定単位数の1000分の51に相当する単位数となります。

*令和7年4月1日より、協力医療機関連携加算は、月100円→月50円へ変更となります。

○特別診療費

感染対策指導管理	施設全体として常時感染防止対策をとっている場合	6円/日
初期入所診療管理	医師が必要な診察、検査等を行い、診療方針を定めて文書で説明を行った場合、入院中1回(または2回)を限度として算定する	250円/回
褥瘡対策指導管理 (I)	日常生活自立度ランクB以上に該当する入所者について、常時褥瘡対策をとっている場合	6円/日
褥瘡対策指導管理 (II)	上記(I)に加え、入所時の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者について、褥瘡の発生のない場合	10円/月
重症皮膚潰瘍管理指導	重症な皮膚潰瘍(Sheaの分類Ⅲ度以上のものに限る)を有している入所者に対して、計画的な医学管理を継続して行い、かつ、療養上必要な指導を行った場合	18円/日
言語聴覚療法	言語機能又は聴覚機能に係る訓練を行った場合1日3回を限度として算定する	203円/回
摂食機能療法	摂食機能障害を有する入所者に対して、1回につき30分以上訓練指導を行った場合1月に4回を限度として算定する	208円/日
理学療法 (I)	入所日から起算して3月以内の期間に集中的に理学療法、作業療法、言語聴覚療法又は摂食機能療法を行った場合	123円/回
	専従する常勤の理学療法士を2名以上配置し、理学療法(I)を算定した場合、1回につき加算する	35円/回
短期集中リハビリテーション	入所日から起算して3月以内の期間に集中的に理学療法、作業療法、言語聴覚療法又は摂食機能療法を行った場合	240円/日
集団コミュニケーション療法	集団で言語機能又は聴覚機能に係る訓練を行った場合1日3回に限り算定する	50円/回
認知症短期集中リハビリテーション	入院日から起算して3月以内の期間に集中的なリハビリテーションを個別に行った場合週3日を限度として算定する	240円/日
薬剤管理指導	薬剤師が直接服薬指導を行った場合週1回、月4回を限度として算定する	350円/回
	入所者の服薬情報等を厚生労働省に提出した場合1月の最初の算定時に加算する	20円/月
	疼痛緩和のために投薬又は注射が行われている利用者に対して必要な薬学的管理指導を行った場合	50円/回
医学情報提供 I	退所時に、病院に対して診療状況を示す文書を添えて紹介を行った場合	220円/回
医学情報提供 II	退所時に、診療所に対して診療状況を示す文書を添えて紹介を行った場合	290円/回

※上記の料金は1割負担の場合です。

※「介護保険負担割合証」に記載されている利用者負担の割合が2割の方は上記金額の2倍、3割の方は3倍となります。

<高額介護サービス費制度>

1カ月に支払った利用者負担額の合計が下表の上限額を超えた時、申請により超えた分が払い戻される制度となります。(居住費・食費は対象となりません)

利用者負担段階区分	単位	一か月の上限額
年収約 1,160 万円以上	世帯	140,100 円
年収約 770 万円以上 約 1,160 万円未満		93,000 円
年収約 383 万円以上 約 770 万円未満		44,400 円
一般世帯 (他の区分に該当しない方)	世帯	44,400 円
市町村民税非課税	世帯	24,600 円
○合計所得金額および課税年金収入額の合計が 80 万円以下の方 ○老齢福祉年金の受給者	個人	15,000 円
生活保護の受給者	個人	15,000 円
利用者負担を 15,000 円に減額することで生活保護の受給者とならない場合	世帯	15,000 円

※「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額を指し、「個人」とは、介護サービスを利用した御本人の負担上限額を指します。

(2) 介護保険給付外サービス

居住費・食費(利用者の所得段階により、負担額が異なります。介護保険負担限度額認定により、居住費・食費の負担が軽減されます) (1日につき)

所得段階		居住費 (1日につき)	食費 (1日につき)
第1段階 (本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者)	預貯金などが 単身 1,000 万円、 夫婦 2,000 万以下	820 円	300 円
第2段階 (本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額および年金収入額が 80 万円以下の方)	預貯金などが 単身 650 万円、 夫婦 1,650 万以下	820 円	390 円
第3段階① (本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額および年金収入額が 80 万円超 120 万円以下の方)	預貯金などが 単身 550 万円、 夫婦 1,550 万以下	1,310 円	650 円
第3段階② (本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額および年金収入額が 120 万円超の方)	預貯金などが 単身 500 万円、 夫婦 1,500 万以下	1,310 円	1,360 円
第4段階 (上記以外の方)		2,006 円	1,445 円

*令和6年8月1日より、各所得段階ともに居住費が1日あたり60円増額となります。

(3) その他のサービス

理容	理美容出張サービス業者の定める料金表のとおり。
クリーニング	クリーニング業者の定める料金表のとおり。
その他	その他の日常生活に必要な物品(おむつ代は施設サービス費用に含まれます)は利用者の方の全額自己負担となっておりますのでご了承ください。 ※医療について 当施設で対応できる医療・看護につきましては介護保険給付サービスに含まれておりますが、一部検査・処置・治療につきましては、医療保険適用により別途自己負担をしていただくこととなります。

9. 協力医療機関等

医療機関	医療機関の名称	医療法人笠松会 有吉病院
	所在地	福岡県宮若市上有木397番地1
歯科医療機関	医療機関の名称	塩川歯科医院
	所在地	福岡県宮若市長井鶴235番地

※ただし、かかりつけ歯科医院があれば随時ご相談に応じます。

10. 相談・苦情対応

- (1) 当施設のサービス内容について、ご不明の点や相談、苦情等がございましたら、相談担当者（ケアマネージャー： ）までお気軽にご相談ください。

電話番号 0949-33-3062

また、ご意見箱での受付も致しておりますのでご利用ください。

- (2) 公的機関においても、次の機関に対して苦情の申立てができます。

市町村担当窓口	◎宮若市健康福祉課高齢者福祉係 電話：0949-32-0515 ◎鞍手町福祉人権課高齢者支援係 電話：0949-42-2111 ◎小竹町福祉課高齢者福祉係 電話：09496-2-1219 ◎直方市高齢者支援課介護サービス係 電話：0949-25-2390 ◎飯塚市福祉部高齢介護課認定係 電話：0948-22-5500
---------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※上記以外の方は、各市町村窓口までお問い合わせ下さい。

福岡県国民健康保険 団体連合会介護保険課	住所：福岡市博多区吉塚本町13番47号 電話：092-642-7859
福岡県介護保険広域連合 本部	住所：福岡市博多区千代4丁目1番27号 福岡県自治会館3階 電話：092-643-7055
福岡県介護保険広域連合 鞍手支部	住所：宮若市本城458番地2 電話：0949-34-5046

11. 非常災害時の対策

災害時の対応	別途定める消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画に則り、対応を行います。	
避難訓練	別途定める消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画に則り、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。	
防災設備	避難階段	消火栓
	スプリンクラー	消火器
	自動火災報知器	
	カーテン・布団等は、防災性能のあるものを使用しています。	

1 2. 当施設ご利用の際にご留意いただく事項

来訪・面会	面会時間に制限はありませんが、防犯上、19時から7時までは玄関の施錠をしています。御用の方は事前にお電話いただくか、玄関のインターホンでお呼び下さい。
外出・外泊	外出、外泊される場合は、必ず事前に行き先と帰宅時間をお申し出ください。
居室・設備・器具の利用	施設内の療養室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	全館・敷地内禁煙です。飲酒はお断りいたします。
迷惑行為等	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。
所持品の管理	持ち物全てに氏名の記入をお願いします。
現金等の管理	現金、貴重品の持ち込みはお断りいたします。紛失・破損した場合、当施設では一切の責任を負いかねますのでご了承ください。
宗教・政治活動	施設内での他の利用者に対する宗教活動及び政治活動は固くお断りいたします。

個人情報の利用目的

有吉病院介護医療院では、利用者様の個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【1】利用者様への医療及び介護の提供に必要な利用目的**《施設での利用》**

- ◇利用者様に提供する医療・介護
- ◇医療・介護保険事務
- ◇利用者様に係る管理運営業務のうち、
 - ・入退所等の管理
 - ・会計・経理
 - ・質向上・安全確保・介護事故あるいは未然防止等の分析・報告
 - ・利用者様への医療・介護サービスの向上

《施設外への情報提供》

- ◇施設が利用者様に提供する医療・介護のうち、
 - ・医療機関、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等（以下「医療機関等」という）との連携
 - ・医療機関等からの照会への回答
 - ・利用者様の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - ・検体検査業務の委託
 - ・画像診断、病理診断の委託
 - ・ご家族等への病状説明
- ◇医療保険及び介護保険事務のうち、
 - ・保険事務の委託
 - ・審査支払機関又は保険者への診療報酬明細書・介護報酬明細書の提出
 - ・審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ◇事業者等からの委託を受けて健康診断等を行った場合における、事業者へのその結果の通知
- ◇医師賠償責任保険などに係る、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等
- ◇第三者機関への質向上・安全確保・介護事故対応・未然防止等のための報告

【2】上記以外の利用目的

- ◇医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ◇施設内にて行われる学生実習への協力
- ◇医療の質の向上を目的とした施設内での症例研究
- ◇学術発表等
- ◇外部監査機関への情報提供

※上記の内容で、同意し難い事項がある場合は、お申し出下さい。お申し出がない場合は、同意したものとして取扱いさせていただきます。お申し出については、いつでも撤回、変更等が可能です。

有吉病院介護医療院
管理者 田中 圭一